

群馬県本社機能移転促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県本社機能移転促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、企業が県内に本社事務所や研究所、研修所を設置するにあたり補助金を交付することにより、本県における新しい産業の柱の創出並びに高付加価値企業の集積を図り、もって本県の地域経済の育成と県民所得の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定業務施設 地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1項に定める施設をいう。
- (2) 新設 新たに事業所等を建築する又は既設の建物を取得することをいう。
- (3) 増設 事業所等の建物面積を増加することをいう。
- (4) 補助事業者等 当該補助金の交付の対象となる会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）をいう。
- (5) 補助対象施設 本補助金の交付対象となる施設をいう。
- (6) 正社員 補助事業者等と雇用期間の定めがない雇用契約を結んだ従業員のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者であって、常勤している者をいう。
- (7) 県内新規雇用正社員 補助対象施設で勤務する正社員のうち、補助対象施設の設置にあたり新規に採用した県内に住所を有する者で、第11条に規定する申請日において3か月以上勤務している者をいう。
- (8) 県内移住正社員 補助対象施設で勤務する正社員のうち、補助対象施設の設置にあたり、新たに群馬県に住所を有し、第11条に規定する申請日において3か月以上経過している者をいう。
- (9) 休止 補助対象施設での事業を停止することをいう。
- (10) 廃止 補助対象施設での事業を廃止することをいう。

(補助金の交付対象等)

第4条 補助金を交付するにあたっては、次の各号に掲げる補助制度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を満たすことを要件とする。

(1) 本社機能移転促進補助

イ 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域において、同法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第3項の規定により知事の認定を受け、当該整備計画に従って同号に規定する特定業務施設を県内に新設し、又は増設した者であること。

ロ 地域再生法第17条第3項の規定による知事の認定を受けてから3年以内に特定業務施設を事業の用に供する（以下、「操業」という）こと。

ハ 県税の滞納がないこと。

ニ 資本金の額が1億円を超えること。

ホ 新たに特定業務施設を取得するにあたり、県から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。なお、国又は市町村の助成事業との併用は可能とする。

ヘ その他、知事が適当と認めたもの。

(2) 雇用加算

イ 前号に掲げる要件を満たすこと。

ロ 新たに新設又は増設する特定業務施設で行う事業が、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の中分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業に該当すると知事が認めるものであること。

2 前各号の規定にかかわらず、補助事業者等は、自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助事業者等は、自己または自社の役員等及び

被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による不法就労者
- (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助制度の区分に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 本社機能移転促進補助 補助対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から 3 年以内に終了する各事業年度について、別表 1 に掲げる区分の額を交付する。ただし補助金として算出された金額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。
- (2) 雇用加算 補助対象施設の新設又は増設に当たり新たに雇用する県内新規雇用正社員並びに県内移住正社員の数に 100 万円を乗じて得た額。ただし、操業の日を含む事業年度の開始の日から 3 年を経過する日の時点で該当する者に限る。

（補助事業者等の指定）

第 6 条 補助を受けようとする者は、原則として、対象施設の建築工事着工日（既設の建物を取得する場合は、その売買契約締結日）の 30 日前までに、「群馬県本社機能移転促進補助金事業計画書（様式第 1 号）」（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、事業計画書を受理した場合は、その審査をし、適当であると認めるときは、補助事業者として指定するとともに、「群馬県本社機能移転促進補助金補助事業者指定通知書（様式第 2 号）」により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による指定を受けた補助事業者等は、補助事業の遂行において第 4 条第 2 項の各号に掲げるものから不当な要求行為を受けた時は、県に報告し、警察に通報すること。
- 4 第 2 項の指定は、条件を付してすることができる。

（計画の変更）

第 7 条 前条の規定による指定を受けた補助事業者等は、第 11 条に規定する交付申請をするまでの間に、既に提出した事業計画書の内容について変更（第 4 条に規定する交付の要件に影響しない軽微な事項を除く。）が生じたときは、速やかに「群馬県本社機能移転促進補助金補助事業者等事業計画書変更届出書（様式第 3 号）」を知事に提出しなければならない。

（指定の辞退）

第 8 条 第 6 条の規定による指定を受けた補助事業者等は、第 11 条に規定する交付申請をするまでの間に、補助対象施設に係る計画の中止又は第 4 条に規定する交付の要件を欠くに至る変更が生じたときは、速やかに「群馬県本社機能移転促進補助金補助事業者等指定辞退届出書（様式第 4 号）」を知事に提出しなければならない。

（地位承継）

第 9 条 第 6 条に規定する事業計画書の提出後、第 12 条に規定する交付決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から 10 年を経過する日までの間に、合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者等の地位を承継した者は、承継した日から 30 日以内に、「群馬県本社機能移転促進補助金補助事業者等承継届出書（様式第 5 号）」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（操業開始）

第 10 条 補助事業者等は、補助対象施設での操業を開始したときは、操業開始日から 30 日以内に「群馬県本社機能移転促進補助金補助事業者等操業開始届出書（様式第 6 号）」を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第 11 条 補助事業者等が、本社機能移転促進補助を活用するにあたり、規則第 4 条第 1 項の規定により提出しなければならない交付申請書及び規則第 11 条の規定により提出しなければならない実績報告書は、「群馬県本社機能移転促進補助金交付申請兼実績報告書（本社機能移転促進補助）（様式第 7—1 号）」のとおりとし、補助対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から 3 年以内に終了する各事業年度の終了の日から 8 月以内に知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合の提出期日についてはこの限りでない。

2 補助事業者等が、雇用加算を活用するにあたり、規則第 4 条第 1 項の規定により提出しなければならない交付申請書及び規則第 11 条の規定により提出しなければならない実績報告書は、「群馬県本社機能移転促進補助金交付申請兼実績報告書（雇用加算）（様式第 7—2 号）」のとおりとし、操業の日を含む事業年度の開始の日を起算日として 3 年を経過した日から 6 月以内に、知事に提出しなければならない。

3 補助対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から 3 年以内に終了する各事業年度について、第 5 条第 1 項第 1 号により算出した額が生じない場合、補助対象事業者は、当該事業年度終了の日から 6 月以内に、「群馬県本社機能移転促進補助金税負担不発生届出書（様式第 8 号）」を提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び確定通知）

第 12 条 規則第 5 条第 3 項の規定により交付する文書及び規則第 7 条第 1 項に規定する補助金の額の確定通知は、「群馬県本社機能移転促進補助金交付決定兼確定通知書（様式第 9 号）」のとおりとする。

（補助金の交付請求）

第 13 条 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する群馬県本社機能移転促進補助金交付決定兼確定通知書を受領後、「群馬県本社機能移転促進補助金交付請求書（様式第 10 号）」を知事に速やかに提出しなければならない。

（補助事業者等の責務）

第 14 条 補助事業者等は、交付決定日から 10 年を超えて補助対象施設での事業及び雇用を継続しなければならない。

2 補助事業者等は、交付決定日から 10 年間、各年 10 月 1 日時点の事業状況等について「群馬県本社機能移転促進補助金交付事業に係る状況報告書（様式第 11 号）」により知事へ報告しなければならない。ただし、県の訪問を受け、事業状況等の確認を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の翌年度及び翌々年度については、第 11 条各号に規定する実績報告書等に代えることができる。

4 補助事業者等は、補助対象施設での事業を休止し、若しくは廃止し、又は雇用調整を伴う事業規模の縮小をするときは、事前に、「群馬県本社機能移転促進補助金対象施設休止（廃止）届出書（様式第 12 号）」を知事へ提出し、その指示を受けなければならない。

5 本補助金に係る帳簿及び証拠書類は、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から 10 年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 規則第 13 条第 1 項のほか、補助金の交付を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。

（1）交付決定日から 10 年以内に補助対象施設での事業を休止、廃止若しくは雇用調整を伴う事業規模の縮小又は県外へ本社移転をしたとき。

（2）操業開始後、国又は地方自治体が定める法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分を遵守していないとき。

（3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（4）その他、本要綱に違反したとき。

2 前項各号に該当し、補助金の交付決定の取消しを行う場合の補助金の返還額はその交付額の全額又は一部とする。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、補助金を 10 年以内に分割して交付することができるものとする。

2 前項の場合にあっては、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、分割された 2 年目以降の補助金交付申請については、補助金交付申請書兼実績報告書等に準じた様式により補助金交付申請書を提出するものとし、添付書類の提出を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までに着工する事業に係る事業計画書の提出期限については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事の定める期日までに提出するものとする。

別表第1 (第5条第1項第1号関係)

区分	補助額
法人の県民税法人税割	群馬県に納めるべき法人税割の額について、補助対象施設において業務に従事する従業者数を群馬県内の事業所等において業務に従事する従業者数で除した率を乗じて得た額。
法人の事業税所得割	群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成27年群馬県条例第75号)第2条第1項第1号により定める率により特別償却設備に係るものとして算出された法人の事業税所得割の額。